



医療の現場から from the medical front

「先駆的な取り組みを通じ、 在宅医療の普及を目指す。」

2018年7月、福岡県の調剤薬局「きらり薬局」名島店で、全国初の保険診療による遠隔服薬指導がはじまりました。同薬局が掲げる「在宅医療普及」の理念に合致することから、先駆者として実施に踏みきったと言います。関係者が「医療の形の新たな可能性」として関心を寄せるこのシステムについて、薬局長・原敦子さんに話を伺いました。



きらり薬局 (Hyuga Pharmacy 株式会社)
2009年、黒木哲史代表取締役により設立。「日本の高齢者の生活を守るブランド薬局をつくる」を旗印に、早期から在宅医療の普及に努める。全23店舗(2018年11月現在)が、365日/24時間対応で患者宅に薬を届ける仕組みを確立。介護施設・クリニック・介護事業者の連携をサポートするほか、より踏み込んだサービスを実現すべく、2010年には居宅介護支援事業会社「ケアプランサービスひゅうが」を設立した。

**きらり薬局
名島店**
福岡県福岡市東区名島3丁目4-7
TEL/092-692-4262



Interview with
Atsuko
Hara

薬局長の原敦子さん。保険薬局勤務の「緩和薬物療法認定薬剤師」有資格者は九州で2人だけだとか。

の指導を行い、医薬品卸売の事業者から患者さんに薬を届けてもらうという流れです。

映像と音声を表示する専用アプリがあるので会話自体は簡単にできますし、デバイスさえあれば患者さんにも薬局側にもほとんどコストはかかりません。ちなみに先日指導を行った患者さんには、これまで月2回自宅へ薬をお届けしていましたが、今後は月に1回訪問し、あと1回は遠隔服薬指導を進めることになりました。

—遠隔服薬指導のメリットや課題はどんな点でしょうか。

原 最大のメリットは、薬局側のスタッフが訪問にかけていた移動時間がゼロになり、より多くの患者さんをケアできることです。もちろん患者さんにとっても、薬局との往復時間や待ち時間の節約になりますよね。それに薬の副作用が発症した場合も、映像である程度の確認ができるため、自宅訪問と変わらない指導が可能です。

課題としては、高齢の方がデバイスを用意できるのか、アプリの

アップデートがうまく行えるかといったものがあります。そのほか「あなたたちに会うのが楽しみだから、やっぱり自宅に来てほしい」との声もいただきました。こういう意見は私たちにも嬉しいことなので、今後はその辺のバランスも考慮して運用していくつもりです。

医療財源や現場人員の不足が懸念されていますが、実際にやってみて、遠隔服薬指導はそれを補う有効策のひとつになり得ると実感しています。新たな課題が出てきても、私たちの経験が改善に役立つはず。そんな開拓者の役割を担うという意味でも、今回の挑戦に大きなやりがいを感じます。

—これからの計画や展望を教えてください。

遠隔服薬指導の件はマスコミでも大きく報じていただき、各方面から注目していただきました。ただ「きらり薬局」の最終目標はあくまでも在宅医療であり、遠隔服薬指導ではありません。まだ薬剤師が自宅まで薬を届けてくれることを知らない患者さんも多いことですし、まずは一層の周知徹底に努めたいですね。遠隔服薬指

—「きらり薬局」では、在宅医療にどのようなアプローチをされているのですか？

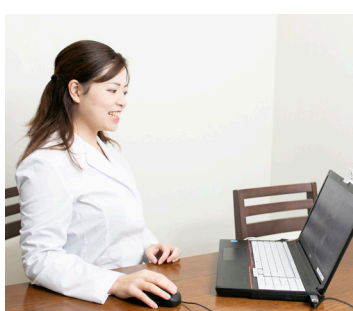
原さん(以下、原) 当薬局では一貫して、患者さんのより良い暮らしに貢献する「トータルヘルスケアサービス」を追求してきました。その背景には、以前から代表の黒木が抱いていた「薬局だけでできることには限界がある。全てを連携させて患者さんを守ろう」との思いがあります。

そのために、まず私たちは患者さんへの訪問に力を入れました。当薬局のスタッフが介護保険を使う患者さん宅に薬を持参し、服薬指導を行うのです。患者さんと密な信頼関係が築けるのはもちろん、生活習慣の指導まで行えるという利点があり、在宅医療を広めるにはこれが一番の近道だと考えています。

それに加え、医療機関・介護施設・訪問看護師などの橋渡しとして、8年前に別法人の介護支援事業所「ケアプランサービスひゅうが」も立ち上げました。薬局と介護支援の二本柱を持つ調剤薬局は、全国でも珍しいのではないのでしょうか。

導のスタートも、多くの方が在宅医療に興味を抱ききっかけになればと期待しています。

同時に、患者さんに寄り添う体制を強化する必要もあるでしょう。当薬局ではスタッフにケアマネージャーの資格取得を推奨していますが、これも「より深い介護知識を持つて患者さんと触れあえるように」という方針の一環です。



遠隔服薬指導の様子。
10分ほどの間に、残薬や副作用などの確認を行います。

それから、私は日本緩和医療薬学会が認定する「緩和薬物療法認定薬剤師」の資格を持っていますので、あわせて「緩和ケア」の拡充を目指しています。この資格を取った理由は、病院勤務時代、がん患者の方の「自宅に戻りたい」という願いを叶えられず悔しい思いをしたことでした。現在は当薬局のスタッフがこの資格を取れるよう、学会認定の勉強会



お客様ごとに作成した「お薬カレンダー」で、
随時服薬状況をチェック中。

—その一環となる遠隔服薬指導の取り組みについて教えてください。

原 現在、遠隔服薬指導が可能な地域は、2018年6月の国家戦略特別区域諮問会議で認められた福岡市、愛知県、兵庫県養父市のみです。指導の対象となるのは①オンラインによる医師の診療を受けること②交通不便な遠隔地に居住すること……といった資格要件を満たした患者さんで、パソコンやスマートフォンなどのデバイスを介して薬局側から指導を受けます。大まかな手順としては、まず患者さんがドクターの遠隔診療を受け、ドクターが薬局に処方箋をファクシミリで送信します。その後、患者さんが予約された日時に私たちが遠隔で10分程

を主催しており、すでに2名が合格しました。各地から講演や勉強会の依頼があれば、これも都合のつく限り出向いています。

このような様々な試みができるのも、調剤薬局ならではの強みです。患者さんの生活そのものに深く関わり、こまめにアドバイスを与えるのは病院には難しいことですから。そんな特性や強みを活かして、患者さんの暮らしを支えながら、今後幸せな社会づくりに貢献したいと思います。

あとがき

すべての薬剤師が黒木代表の理念を共有し、ひたむきに患者さんと向き合い続ける——。取材を通して原さんの言葉から伝わってきたのは、そんな「きらり薬局」の熱い一体感でした。在宅医療を取り巻く状況は決して追い風とは言えませんが、それを跳ね返し、前進する勢いを感じます。遠隔服薬指導の礎を築く先駆者としても、今後が大いに期待される。原さんたちが「在宅医療」という池に投じた「石」が、大きな波紋を描き、良き未来に到達することを願わずにはられません。